

平成29年度 第1回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第1回農業委員会総会日程表

日 時 平成29年 4月 10日 (月) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

- 議 事
- 日程第1 会議録署名委員の指名
 - 日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - 日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
 - 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について
 - 日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
 - 日程第6 議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について (利用権貸借)
 - 日程第7 議案第6号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
 - 日程第8 諮問第1号 法定外公共財産 (道・水路) の用途廃止について
 - 日程第9 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (追加分)

出席委員 (19名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 大西 嘉一郎 | 2番 | 石川 有利 |
| 3番 | 星川 安徳 | 4番 | 横尾 昇 |
| 5番 | 押条 和司朗 | 6番 | 篠原 義尚 |
| 7番 | 鈴木 俊一 | 8番 | 武村 美枝子 |

9番 妻鳥 和美
11番 坂上 宏
13番 鈴木 博美
15番 辻 政春
17番 齋藤 伊勢子
19番 石川 武将

10番 高橋 博
12番 尾崎 靖雄
14番 高橋 藤信
16番 河村 薫
18番 則友 祝則

出席農地利用最適化推進委員（23名）

1番 脇 純樹
3番 薦田 悦男
5番 高橋 忠明
7番 宇高 勉
11番 石川 修平
13番 立川 貞美
15番 河村 一碩
17番 鈴木 一郎
19番 加地 照男
21番 越智 寧
23番 近藤 良啓
25番 鈴木 敏也

2番 藤田 紘正
4番 森川 雅之
6番 合田 慎太郎
10番 中泉 敏則
12番 高橋 功
14番 三好 忠行
16番 合田 篤夫
18番 真鍋 義孝
20番 渡邊 繁
22番 尾崎 寿則
24番 高橋 祥志

欠席農地利用最適化推進委員（2名）

8番 鎌倉 静雄

9番 石村 好典

出席した職員

事務局長 曾我部 和司
係長 岡田 昇

次長 大西 唯文
係長 石川 考太

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 農業委員、農地利用最適化推進委員合同の総会ということもあり、戸惑いもあろうかと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

議 長 只今の出席委員数は、19名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第1回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。農地利用最適化推進委員の8番 鎌倉静夫委員、9番 石村 好典委員より欠席届けがありましたので、ご報告いたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、17番 齋藤伊勢子委員、16番 河村 薫委員を指名いたします。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長 受付番号1番～3番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてをご説明いたします。受付番号12、土居町津根の田2筆につきましては、前回、前々回から持ち越しとなっていた案件であります。問題となっていました条件の第1号関係の所有地の利用状況というところで違反転用ではないかと思われる農地がありました。その関係で前回、前々回から持ち越しになっておりましたが、現在は柑橘がきちんとされておりまして、間隔については、当初は25平方メートルに1本というでしたが、今は2、3メートル間隔で1本ずつ、きちんと植わっておりまして、問題ないと思われまして、条件第2号、3号の一般法人か、信託かについては関係ありません。第4号の農作業常時従事者については、申請人の〇〇さんがきちんと従事するというので、うかがっておりますので問題ないと思っております。第5号の下限面積、第6号の転貸については該当するものではありません。条件第7号の地域の調和につきましても、きちんと農地として利用するという誓約書がありますので、受付番号12番については問題ないと思われまして、続きまして受付番号26、27については、中曽根町の田2筆、畑1筆につきまして受人の〇〇さんが競売落札ということで落札した土地になります。条件第1号の農地の利用状況、所有農機具、農作業従事者等については問題ありません。第2号、第3号についても問題ありません。

河村委員 ちょっと議長、説明中ですが推進委員さんは、初めて見る資料なので見方を説明していただきたい。わからないと思うので。

岡田係長 すみません、資料としてお配りしている3条12番から両面にコピーされているものがあると思っております。これが農地法第3条第1項の規定によるこの条件を満たしていないと、許可ができないという

ことになっております。第1号の関係として全部効率利用ということで、中央に農地の利用状況、大農機具又は家畜の状況、農作業従事者の状況、右側に所有地や借入地などが記載されています。この関係を審議していただいて適当か否かということ審議しております。第2号関係の一般法人については農地所有適格法人の資格があるかどうか。第3号関係の信託については信託の引受けの有無、第4号関係の農作業常時従事者については常時、誰が作業しているかどうかを見ます。第5号関係の下限面積、権利取得後の経営面積ということで現在の経営面積と申請地の面積を合わせた面積で下限面積を超えていれば大丈夫ということです。第6号関係の転貸については借りた農地を誰かに貸すとか、そういう類のことがあるかどうかということです。第7号関係については周辺農地等への影響ということで、きちんと営農されるかどうか、周りに悪影響を与えないかどうかということを見て判断してもらおうということになります。

局長 すみません、この用紙につきましては事務局で受付する際に、事務局では問題なかろうということで受付をしています。議案書が届いた時に各委員さんに見ていただきたいのは、この内容で事務局では合致していると思われるけれど、こういうことで問題があるということがあれば、この場で報告をしていただいて審議することになると思いますので。受付した時、事務局で粗方は確認して大丈夫だろうということで議案書として載せています。地元の農業委員、推進委員さんが見た状態で、先ほど説明した第1号から第7号の中でこれは該当していないのではないのかというのがあれば、お知らせいただくということをお願いしたい。

岡田係長 失礼いたしました。説明に戻らせていただきます。受付番号26、27番の中曽根町の田2筆、畑1筆の案件につきましては、受人〇〇さんが競売落札された農地であります。条件第1号から第7号まで問題ないと思われまますので、許可相当だと思われまます。受付番号28、中曽根町の宅地となっておりますが、2筆については受人の〇〇さんが競売落札した土地で条件第1号から第7号まで問題ありません。この土地は鶏舎の跡地でコンクリートの部分がありますが、取得後は少しずつ農地に戻しながら、ミツバチを飼う予定だと聞いております。受付番号29番、土居町土居の畑1筆については受人〇〇さんが、小作地として使って所を3条有償移転ということ

で小作地開放となっています。条件第1号から第7号まで問題ありません。この農地には柑橘類が植わっています。受付番号30、土居町小林の畑1筆については、近隣で耕作できる方にとということで受人の〇〇さんが買うものであります。条件第1号から第7号については問題ありません。柑橘類を植えるそうです。受付番号31、土居町天満の田2筆については、渡人の要望ということで受人の〇〇さんが規模拡大ということで買受するものであります。条件第1号から第7号まで問題ありません。いろんな野菜を栽培する予定だそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。

議 長 受付番号12番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号26番

委 員 26, 27, 28番異議ありません。

議 長 29番

委 員 異議ありません。

議 長 30番

委 員 異議ありません。

議 長 31番

委 員 異議ありません。

議 長 他に質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 お手元にお配りしております事業変更5から5条51番の資料を見ていただいたらと思います。4条も同じなんですが、5条の事業計画変更、5条で立地基準と一般基準というものがあります。これに該当しておれば許可できないので、非該当ということで第1号の農地区分から第7号のその他一時転用の妥当性等まで丸がついていると思いますが、事務局で調べてつけております。これをご覧にながら説明をお聞きしていただたらと思います。今回5条事業計画変更は4件、1, 584平方メートルでした。受付番号5、上柏町の案件については、家庭の事情により計画を断念。今回新たに〇〇〇〇が個人住宅の建設です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号6、中曽根町の案件については、お客様の要望により分譲宅地2区画から1区画に変更の申請です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号7、寒川町の案件については、お客様からの相談があり、建売住宅2棟から個人住宅へ計画変更の申請です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号8、土居町津根の案件については、事業を中止している所に市の認定こども園を建設する、計画変更の申請です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。なお受付番号5番については現状が農地ですので、あと5条の第39号と同じですが、転用の申請が出ております。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があれば
よろしくをお願いします。

議 長 受付番号5番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 6番

委 員 異議ありません。

議 長 7番

委 員 異議ありません。

議 長 8番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

委 員 なし。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画
変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を
求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、変更相当と認め、
進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君

大西次長 今回5条は、15件13, 513. 26平方メートルでした。受付番号37、妻鳥町の案件については、当医院は慢性的に駐車場が不足。安定した駐車場の確保を図るための申請です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号38、妻鳥町の案件については、住居環境に恵まれた申請地に住宅需要に応えるべき、開発行為による分譲宅地19区画の申請です。受人、〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役 〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号39、上柏町の案件は、事業計画変更5の案件です。受人・渡人合致の住宅建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号40、下柏町の案件は、火事により借家での生活。父所有、長年住んでいた家の近くに自己住宅の建設です。受人、〇〇 〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号41、三島宮川の案件については、本社が老朽化し建替え時期、来客駐車場も少なく苦慮していたところ、渡人と意見合致し、今回駐車場の申請です。受人、〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号42、三島中央の案件は、受人、賃貸共同住宅に住んでおり、家族が増え手狭。受人の妻の父の土地に住宅建設です。受人、〇〇 〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号43、中之庄町の案件については、受人渡人、双方の利害が合致し、実父所有の土地に住宅建設です。受人 〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号44、土居町土居の案件については、長期に安定した収入を見込める太陽光発電施設です。受人、〇〇 〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、適当である。受付番号45、土居町入野の案件については、受人・渡人、合致の太陽光発電施設です。受人、〇〇 〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号46、土居町中村の案件については、受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人、〇〇 〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ない。受付番号47、土居町藤原の案件については、受人・渡人、合致の太陽光発電施設です。受人、〇〇

議 長 4 4 番

委 員 異議ありません。

議 長 4 5 番

委 員 異議ありません。

議 長 4 6 番

委 員 4 6, 4 7 番異議ありません。

議 長 4 8 番

委 員 4 8, 4 9, 5 0 番異議ありません。

議 長 5 1 番

委 員 異議ありません。

議 長 他に質疑はございませんか。

星川委員 太陽光施設へ転用した場合、その土地は宅地になるのか、雑種地になるのか。

大西次長 雑種地です。

星川委員 固定資産税は宅地より高いということですか。

大西次長 はい、高いです。

議 長 他に何かございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第 3 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する

意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。岡田 昇君
（岡田係長、受付番号39番～56番を議案書により説明）

議長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号57番から60番については再設定であります。

議長 先に受付番号44番から51番までについて該当する委員がおられますので退席をお願いします。

（12番 尾崎 靖雄委員、退席）

議長 受付番号44番から51番について、何か意見はありませんか。

委員 異議ありません。

議長 それでは、44番から51番について採決いたします。農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、44番から51番については、支障がない旨の意見とすることに決しました。

（12番 尾崎 靖雄委員、着席）

議 長 それでは受付番号39番、質疑ありませんか。

委 員 39、40番異議ありません。

議 長 41番

委 員 異議ありません。

議 長 42番

委 員 異議ありません。

議 長 43番

委 員 異議ありません。

議 長 52番

委 員 異議ありません。

議 長 53番

委 員 53、54番異議ありません。

議 長 55番

委 員 異議ありません。

議 長 56番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号57番から60番の再設定について、質疑はありませんか。

議 長 他に、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 受付番号39番から43番、52番から56番、再設定の57番から60番について、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第7、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
(大西次長、受付番号1番、議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくをお願いします。

委 員 異議ありません。

議 長 他に、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

- 議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、適格者である証明をすることに決めます。
- 議 長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君
（大西次長、受付番号4番を議案書により説明）
- 議 長 これより、質疑にはいります。
- 議 長 受付番号4番、質疑はありませんか。
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 他に、質疑はありませんか。
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。
- 委 員 拍手全員
- 議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。
- 議 長 日程第3の議案第1号において、農地法第3条第1項の許可申請12番が許可相当となりましたので、同一の申請者から2月1日に許可申請がありました件について、追加提案をさせていただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。
- 委 員 異議なし。
- 議 長 異議なしと認めます。よって追加議案として、日程第9、議案第

6号、農地法第3条第1項の許可申請についてを議題といたします。

(事務局より、追加提案の議案書等が配布される)

議 長 議案書は、ただ今、事務局がお手元に配布いたしましたとおりであります。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長 追加議案として、議案第6号、農地法第3条第1項の許可申請につきまして、ご説明いたします。受付番号32から35、受人は先ほど受付番号12で承認をいただきました〇〇さんです。土居町津根の田4筆につきまして、規模拡大という計画をされています。条件第1号から第7号までについては問題ありません。今後、柑橘を栽培する予定だそうです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。質疑は32番から35番まで一括で行います。質疑はありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第6号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について原案のとおり許可することに賛成の賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいります。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第1回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（14：25）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長	石川有刺
委 員	齋藤伊勢子
委 員	河村 薫